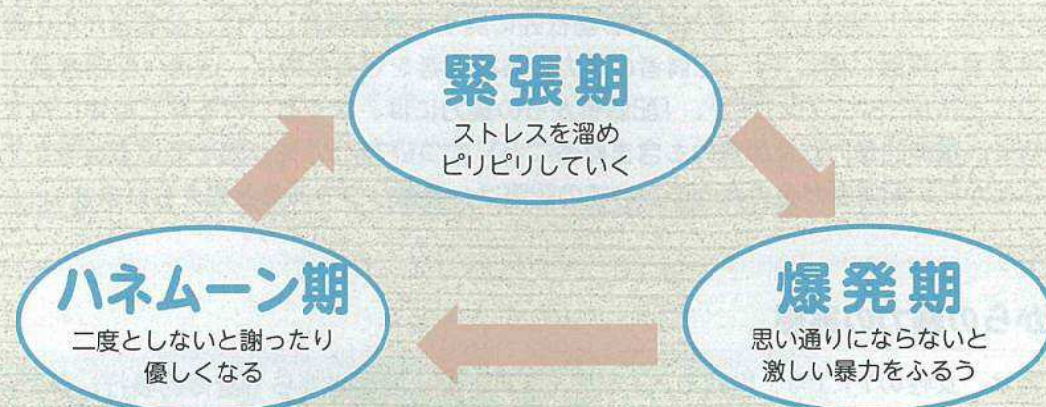


●DVのサイクル

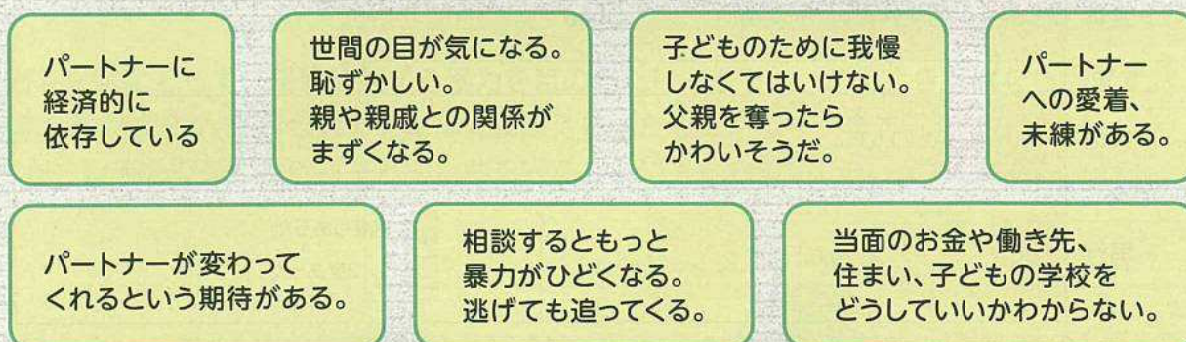
DVの特徴として、暴力は次のようなサイクルを繰り返しながら激しさを増していきます。



ハネムーン期で、加害者が被害者にやさしくなるのは、被害者が離れていくのを防ぐためです。これも、被害者に対する支配の手段のひとつといえます。このとき、被害者は、もしかしたら、暴力がなくなるかも…と期待して、関係を続けてしまいます。

このサイクルが何度も繰り返されると、被害者は洗脳されたように、「離れることができない」と思うようになり、支配・被支配の関係は、ますます強化されてしまいます。

●なぜ逃げられないのでしょうか



被害者が女性であることを前提にしています

などのことが頭をよぎり、家を出る決意ができないのも事実です。しかし、暴力は繰り返されるのです。しかも次第に強く大きく…。



●もしあなたが被害者から相談されたら

香川県子ども女性相談センター、香川県警察、香川県また三豊市の関係機関は、被害者の保護のため、相互に連携を図ります。

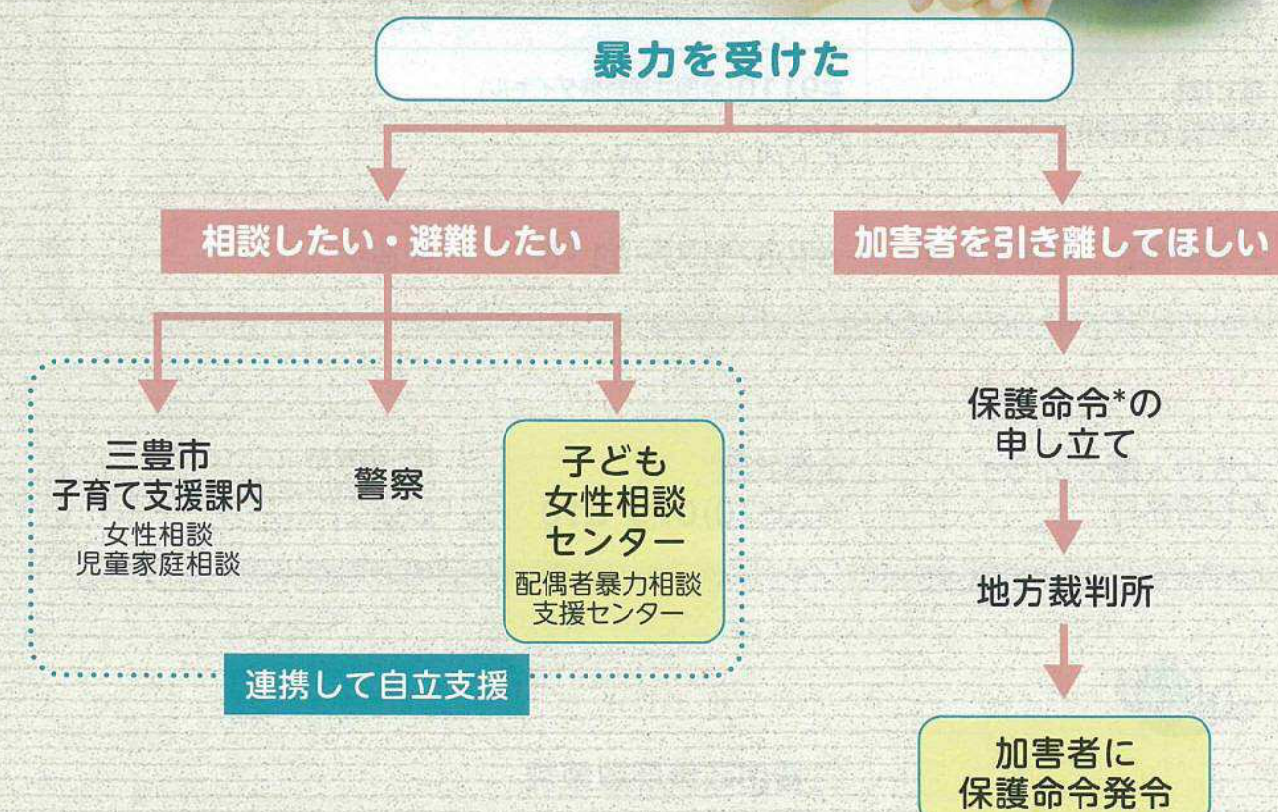
あなたが被害者から相談を受けたら…

- 「なぜ別れないの?」「あなたにも悪いところがあったのではない?」など、あなたには何気ない一言でも、さらに被害者を傷つけてしまうことがあります。
- 決めつけたり、責めたり、批判したりせず、被害者の話をじっくり時間をかけて聞きましょう。
- 相談機関への相談を勧めてください。

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ情報の提供を行っています。

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

●被害者支援の流れ



* 保護命令とは？

- ・身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象となります。
- ・接近禁止、電話等禁止、子または親族等への接近禁止命令は6ヵ月間、退去命令は2ヵ月間です。

違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



あなたを守る法律

暴力を防いで、被害者を守るために「配偶者暴力防止法」という法律があります。婚姻の届出を出している夫婦だけでなく、「事実婚」の場合も対象になります。この法律では、加害者がいないところに逃げるための情報提供や援助、また一定期間加害者を被害者から引き離す保護命令の仕組みが設けられています。

DV(配偶者からの暴力)の相談窓口

相談は無料です。秘密は厳守します。

あなた一人で悩まずに、ご相談ください。専門の相談員があなたと一緒に考えます。

相談窓口	電話番号	相談時間
三豊市子育て支援課内 (女性相談・児童家庭相談)	☎(0875)73-3665	月～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15
香川県 子ども女性相談センター (女性相談電話)	☎(087)835-3211	月～土曜日 (年末年始・祝日を除く) 9:00～21:00
香川県 警察総合相談センター	#9110(全国共通短縮ダイヤル) または ☎(087)831-0110	24時間
三豊警察署 生活安全課	☎(0875)72-0110	24時間

人権に関する相談

女性の人権ホットライン 高松法務局	全国共通 ☎(0570)070-810	月～金曜日 (年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15
----------------------	------------------------	-------------------------------------



発行

三豊市政策部政策課

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地
電話 0875-73-3010 FAX 0875-73-3022
ホームページ <http://www.city.mitoyo.lg.jp/>

平成23年11月発行